

令和3年度(2021年度)より 「重層的支援体制整備事業」がスタートしました！

社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月に施行されました。

この事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

市町村の手あげに基づく任意事業ですが、本市では、令和3年4月から「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます。

相談先がわからない「困りごと」は、 「地域福祉推進拠点」まで！

本市では、包括的な相談窓口として、「地域福祉推進拠点」を市内各地に設置しています。「地域福祉推進拠点」では、地域福祉の専門職であるCSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)が、地域で生活していくうえで、どこに相談すればよいかわからない「困りごと」を受け付け、重層的支援体制整備事業の一環として、各支援機関と連携をしながら本人や地域の方々と共に問題解決に向けて一緒に考えていきます。



エリア	所在地	電話
石川	石川町481 石川事務所2階	649-3390
川口	川口町908-1 川口事務所1階	652-9116
恩方	下恩方町3395 恩方事務所1階	659-1107
浅川	高尾町1652-1 浅川市民センター1階	629-9444
大和田	大和田町5-9-1 大和田市民センター3階	649-3228
台町	台町3-20-1 台町市民センター1階	649-6955
由井	片倉町702-1 由井市民センター1階	683-2111
由木	下柚木2-10-6 由木中央市民センター1階	670-9885
由木東	鹿島111-1 由木東事務所内	682-4885

※令和3年(2021年)4月時点。

「重層的支援体制整備事業」の詳しい内容について

「重層的支援体制整備事業」については、市HPに詳しく掲載しています。
市HPトップ > 「くらしの情報」 > 「高齢・介護・障害・生活福祉」 > 「その他の地域福祉」 > 「八王子市地域福祉計画」 > 「重層的支援体制整備事業」を選んでいただくか、右のQRコードからアクセスできます。

